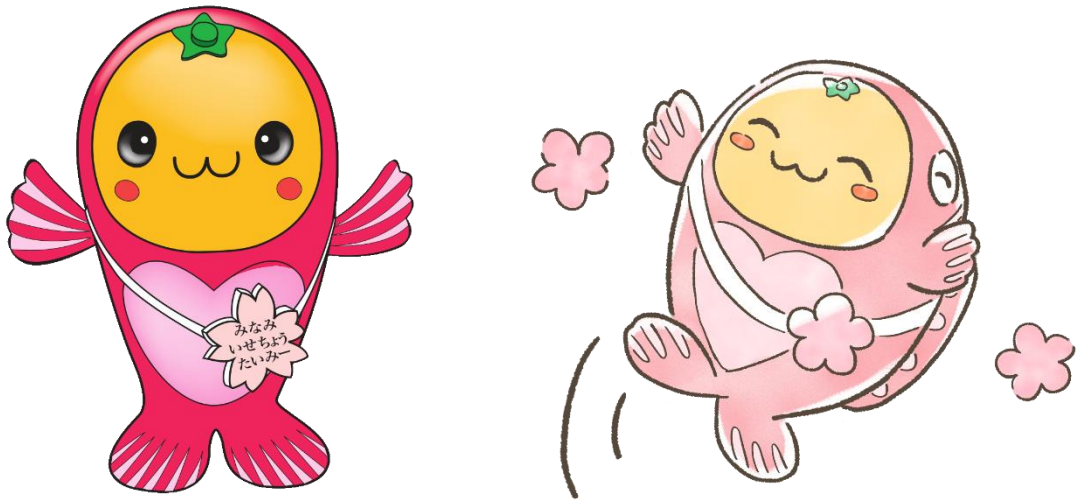




南伊勢町マスコットキャラクター
たいみー イラスト
使用ガイドライン



令和 7 年 10 月 7 日

南伊勢町 観光商工課

たいみーイラスト 使用ガイドライン

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」を、皆様の活動にご利用いただくことで、南伊勢町の魅力発信に繋がるものと期待しております。

キャラクターの価値を維持し、皆様に愛され続けるため、ご利用の際は以下のルールにご協力をお願いいたします。

1. ご利用いただけるイラストについて

ご利用いただける「たいみー」のイラストには、2つの種類があります。

・公式イラスト

以前から町の公式イラストとして定めているデザインです。

ポシエットに「たいみー」と名前が書かれています。



・やわらかたいみー

LINE スタンプ等で活用している、新しいタッチのデザインです。**こちらのイラストデータはホームページ等で公開しておりません。**ご利用を希望される場合は、個別にご相談ください。

- たいみー プロフィール -



名前：たいみー

お父さん：鯛太郎(鯛)

お母さん：ミータン(みかん)

誕生日：10月1日(永遠の5歳)

生まれた場所：ハートの入り江

性別：？

好きなこと：おでかけ

好きな食べ物：南伊勢町のおいしいもの

プロフィール：

南伊勢町のハートの入り江で生まれました。

お父さんは鯛、お母さんはみかんです。

お気に入りの桜のポシエットを持ってお出かけすることが大好き！

ちょっとドジなところもあるけど、だれとでもすぐに

仲良くなれちゃいます。

2. ご利用の手続きについて

ご利用の目的によって、「許可申請」または「届出」のいずれかの手続きが必要です。

これは、「南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の商標使用に関する取扱要綱」に基づくものです。

【A】許可申請が必要なケース

キャラクターを使用して、直接的な利益（売上）を得る場合です。

《具体的な利用イメージ》

・商品化

お菓子、飲料、キーホルダー、文房具、Tシャツなど、キャラクターを付けて商品を製造・販売する。

・販売促進を目的とした広告宣伝

「セール」の告知や特定の商品購入を直接的に促すチラシ、ポスター、看板、Web 広告などを作成する。

・有料サービス

キャラクターを活用した有料のイベントや観光ツアーなどを実施する。

【B】届出でよいケース

キャラクターを使用しても、直接的な利益（売上）を得ない場合です。

《具体的な利用イメージ》

・無料の広報物

町内会や非営利団体などが、無料イベントの告知ポスターや会報誌を作成する。

・企業の一般的な PR 活動

無料で配布する会社のパンフレットやノベルティグッズ（クリアファイル等）、無料で配布する PR 用の紙袋や、会社の場所を示すだけの看板などに使用する。

・観光地紹介等でたいみーを使用し、地域のイメージを発信する場合

雑誌、紙面などにおいて、地域のイメージを発信する際に、たいみーを案内役として使用する場合や、テレビ番組で観光地の紹介 VTR にたいみーのイラストを挿入するとき。また、観光情報を発信するウェブサイトやブログなどで、地域の紹介記事にたいみーのイラストを添える場合。

・地域貢献活動

地域の活性化や奉仕活動を目的としたイベントの装飾や告知物などに使用する。

※国や地方公共団体等が公共の目的で使用する場合は、手続きを省略できることがあります。

※ご自身の利用目的がどちらに該当するか不明な場合は、お気軽に担当課までお問い合わせください。

3. ご利用にあたっての重要なお願い（遵守事項）

（1）クレジットの表記

イラストをご利用いただく際は、イラストの近くに「**南伊勢町マスコットキャラクターたいみー**」もしくは「**©南伊勢町**」「**©Minamiise**」と文字で表記してください。

お菓子やクラフト製品など、商品の形状上、表記が難しい場合はご相談ください。

（例）



南伊勢町
マスコットキャラクター
たいみー



©南伊勢町



©Minamiise

（2）吹き出し<セリフ>の使用について

吹き出しを用いる等してセリフ表現する場合は、キャラクターのイメージを統一するため、以下のルールを必ず守ってください。

- ・セリフで表現できるものはたいみー語（基本的に、**語尾が「〇〇だみ〜」または「〇〇なんだみ〜」で終わる表現**）の使用を原則とした、①挨拶、②たいみーを利用した商品に関連した、南伊勢町のPR、③たいみーの行くイベントの告知、④その他一般的表現の4つとします。なお、一人称は常に「たいみー」です。
- ・セリフの内容は、キャラクターや町のイメージを損なわない、ポジティブで楽しいものにしてください。
- ・簡単な外国語での表現は、日本語訳が原則から外れなければ使用できます。
- ・たいみーのキャラクターを守るため、ネガティブな表現や、特定の人、商品、団体、思想等を推すあるいは批判する表現は認められません（推すものについては南伊勢町または南伊勢町施策をPRするものを除く）。
- ・たいみーを利用した商品等に関連した、南伊勢町または南伊勢町の南伊勢町の施策に関するPRとなる表現は認められます。ただし、特定の団体名・商品名等をPRすることはできません。

（例）○「南伊勢町にあそびにきてほしいんだみ〜！」

×「南伊勢町に来てください」

○「南伊勢町のみかんはおいしいんだみ〜」

×「●●屋のみかんはおいしいんだみ〜」

ひらがなを多めにすると、よりたいみーらしくなります。

(3) デザインの改変禁止

キャラクターのイメージを正しく維持するため、ご提供したイラストのデザインは絶対に変更しないでください。

(4) 禁止事項

以下の例に挙げるような使い方は、町の品位やキャラクターのイメージを損なうため、固く禁止します。

【具体的な禁止事例（NG 例）】

■ デザインの変形・加工・改変

- ・色の変更： 定められた指定色以外への変更、モノクロやセピア調への加工。
- ・変形： イラストを縦長や横長に引き伸ばす、斜めに傾けるなどの加工。
- ・アイテムの追加・削除： 元のイラストにない物品（商品、旗など）を持たせる、服装や装飾品を追加する、または一部を削除する加工。
- ・部分的な利用： 顔だけ、体の一部だけを切り取って使用すること。
- ・反転： イラストを左右反転させて使用すること。

■ イメージを損なう使用

- ・法令や公序良俗に反する内容、他人を誹謗中傷する内容への使用。
- ・特定の政治・宗教・思想活動への使用。
- ・キャラクターのイメージに合わない商品やサービス（たばこ、ギャンブル、連鎖販売取引等）への使用。

■ 誤解を招く使用

- ・「南伊勢町公認」「たいみー推薦」など、町が特定の商品等を推薦しているかのような表現をすること。
- ・自社のオリジナルキャラクターであるかのように見せたり、商標登録したりすること。

本ガイドラインの内容は、キャラクターのブランド価値を守り、皆さまに末永く愛される存在であり続けるために定めるものです。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

4 その他

次の要綱・デザインマニュアルの定めに従ってご使用ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記担当課までお問合せください。

- ・「南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の商標使用に関する取扱要綱」
- ・「デザインマニュアル・イラスト」

次のウェブページに掲載しています



(南伊勢町公式ホームページ・たいみーイラストの使用について)

担 当 課

南伊勢町役場 観光商工課

〒516-1492 三重県度会郡南伊勢町神前浦 15(南島庁舎)

電話:0596-77-0003 ファックス:0596-76-0279

メール : kankoshoko@town.minamiise.lg.jp